



令和8年度 特別支援教育就学奨励費



恩納村では、小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒がいる保護者等に対して、学用品（ノート・鉛筆など）の一部を補助する制度があります。

申請を希望する方は、学校・教育委員会窓口またはホームページで申請書入手するか、二次元コードからオンライン申請を行ってください。

申請期間 6月1日受付開始

※7月申請分までは4月認定 それ以降は翌月認定となります。(例:8月1日申請▶9月認定)

対象者 恩納村に住所があり、恩納村立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者

※令和7年度に認定された世帯でも、新たに申請する必要があります。
詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。

オンライン申請



お問い合わせ:学校教育課 ☎966-1209

災害共済給付制度



幼稚園・小学校・中学校(部活動・大会等も含む)でけがをした場合は、原則として学校保険の適用が優先となり、保護者に対して給付金(災害給付)が支払われます。

学校・保育所等でのけがにこども医療費助成は利用できません。

※こども医療費助成対象外となるため、判明した場合は返還金の対象となります。ご注意ください。

詳しくは村ホームページをご覧になるか各学校養護教諭又は学校教育課までお問い合わせください。



お問い合わせ:学校教育課 ☎966-1209

恩納村人材育成激励金

恩納村在住の方で、教育・芸術・文化・スポーツの分野において特に優秀な成績を収めた個人に対し、激励金を支給することにより、村の人材育成と各分野の振興を図ることを目的としています。

対象者と支給額

- (1) スピーチ、レシテーション、珠算、書道、文芸等で沖縄県を代表して県外へ派遣される者: **1回につき2万円**
- (2) 音楽、技芸等で沖縄県を代表して県外へ派遣される者: **1回につき2万円**
- (3) スポーツ、武道等で沖縄県を代表して県外へ派遣される者: **1回につき2万円**
- (4) 日本スポーツ協会に加盟する各種協議団体の推薦により強化選手として大会や強化練習で県外へ派遣される者: **1回につき2万円**
- (5) 県内外での陸上、駅伝、マラソン大会等で県の記録を更新した者: **1回につき1万円**
- (6) 国又は県を代表して国外へ派遣される者: **1回につき3万円**

※派遣された大会又は記録を更新した日から30日以内に請求を行わないと激励金の支給対象となりませんのでご注意ください。また、社会人につきましては同一年度1回の支給となります。

詳しくは、村ホームページ又はお問い合わせください。

お問い合わせ:社会教育課 ☎966-1210